

「宇都宮市建築物耐震改修促進計画(二期計画)」概要版

計画策定にあたって(第1章)

計画策定の背景・目的

平成23年3月に発生した東日本大震災において、各地で住宅を含む多くの建築物がこれまでにない甚大な被害を受け、さらに、今後、発生が予想される南海トラフ地震等の巨大地震の発生の切迫性が指摘される中、平成25年11月に耐震改修促進法が改正され、更なる耐震化を促進する規制強化等が図られた。

本市における建築物の耐震化をより一層促進するため、「宇都宮市建築物耐震改修促進計画(二期計画)」を策定する。

耐震改修促進法改正の主な内容

- 耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象となる建物の範囲を拡大(旧耐震基準による全ての建物が対象)
- 多数の者が利用する大規模建築物のうち、一定規模以上について、耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告の義務付け
- 耐震性が確保されている旨を表示できる制度の創設 など

計画の基本的事項

○計画の位置付け

- 「第5次宇都宮市総合計画改定基本計画(後期基本計画)」に掲げる基本施策のうち、「危機への備え・対応力を高める」を実現するための分野別計画
- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律123号)第6条第1項に基づく計画

○計画の期間

- 平成28年度～平成32年度までの5年間

耐震化の現状・課題と今後の方向性(第2章)

耐震化の現状

建築物の種別	基準年度※1 (平成17・18年度)	目標 (平成27年度)	実績 (平成27年度)
住宅	78%	90%	89.4%
多数の者が利用する建築物※2	75%	90%	92.8%
学校	49%	90%	94.0%
病院・診療所	85%	90%	84.9%
社会福祉施設	91%	95%	95.0%
賃貸共同住宅	88%	90%	95.4%
その他(事務所、工場等)	78%	90%	89.8%
防災上重要な市有建築物	58%	90%	91.7%

※1 基準年度：住宅は平成17年度、多数の者が利用する建築物及び防災上重要な市有建築物は平成18年度
 ※2 多数の者が利用する建築物には、民間建築物と市有建築物が含まれる。

⇒ 耐震化の目標は概ね達成しており、住宅・建築物の耐震化の促進を図る計画は順調に進捗している。

課題と今後の方向性

地震に対する危機意識の醸成

近年、東日本大震災などの大規模な地震が各地で頻りに発生し、特に、耐震性が不足している住宅・建築物が甚大な被害を受けていることから、所有者に対して、想定される地震の規模や被害への理解、住宅・建築物の安全性確保の必要性及び耐震化の重要性等について、周知する必要がある。

耐震化に対する支援の実施

耐震改修等を実施するには、耐震化に係る費用に対する懸念があることから、住宅・建築物の所有者等に対して、県と連携を図りながら国の支援措置を活用し、耐震改修等の負担軽減を図る施策を推進する必要がある。

建築物以外の安全対策への対応

東日本大震災や熊本地震など大規模な地震発生時には、天井の脱落等の被害が多く確認されており、建築物以外の非構造部材等の安全対策に取り組む必要がある。

方向性

地震被害や耐震化に関する啓発活動の推進

所有者等の費用負担を軽減する取組の推進

地震時の総合的な安全対策の推進

耐震化の目標(第3章)

■ 建築物の種別ごとに耐震化の目標を設定し、本市の建築物の耐震化に取り組む。

建築物の種別	現状 (平成27年度)	目標 (平成32年度)	
住宅	89.4%	95%	
多数の者が利用する建築物 (民間及び市有建築物)	民間・市有	民間・市有	うち市有
	92.8%	95%	100%※
	学校	95%	100%
	病院・診療所	95%	(100%達成済)
	社会福祉施設	100%	(100%達成済)
	賃貸共同住宅	97%	100%
	その他(事務所・工場等)	95%	100%※
防災上重要な市有建築物	91.7%	100%※	

※ 施設整備の方針や配置の適正化などを検討中のものは除く。

住宅・建築物の耐震化を促進するための施策(第4章)

1. 基本的な取組

住宅・建築物の耐震化の目標を達成するために、耐震化の促進に関する普及啓発をはじめ、環境の整備や負担の軽減等の施策を講じることにより、所有者等の耐震化の取組をできる限り支援していくことを基本とする。

2. 住宅の耐震化の促進

(1) 安心して相談できる環境の整備

- 相談窓口の設置
- 耐震アドバイザーの派遣
- 【新規】木造住宅無料耐震相談会の実施

(2) 普及啓発の実施

- 【拡充】住宅の所有者に対する直接的な普及啓発の実施(アクションプログラム)
- パンフレット等による普及啓発
- 広報紙やホームページ等の活用
- 出前講座の実施
- 【拡充】耐震普及ローラー作戦の実施
- 【拡充】地震防災マップを活用した普及啓発
- 【新規】耐震化に関する講演会等の実施
- 【拡充】リフォーム等に併せた耐震化の取組

(3) 各種支援の実施

- 耐震診断、補強計画策定及び建替えを含む耐震改修に対する助成
- 税制の優遇

(4) その他の施策

- 自治会との連携

3. 建築物等の耐震化の促進

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化

- 耐震化の必要性の周知及び改修の指導助言
- 【拡充】建築物の特性に応じた普及啓発の実施
- 耐震診断が義務化された建築物に対する助成
- 【新規】耐震マーク表示制度を活用した耐震化の促進

(2) 避難路沿道及び避難地に存する建築物及び組積造の塀の耐震化

- 【拡充】一定の高さ以上の建築物及び組積造の塀の所有者に対する耐震化の周知及び啓発路線の重点化

(3) 防災上重要な市有建築物の耐震化

- 構造の耐震化の推進
- 非構造部材の耐震化の推進
- ブロック塀等の倒壊防止対策の推進

4. 地震時の総合的な安全対策の推進

(1) 外壁や窓ガラス等の落下対策

(2) 天井脱落対策

(3) ブロック塀等の倒壊防止対策

(4) 【拡充】エレベーター等の安全対策

(5) 住宅・建築物の点検

計画の推進(第5章)

- 効果的かつ確実に耐震化を促進するため、それぞれの適切な役割分担のもと耐震化に取り組む。
 - 市民(住宅・建築物の所有者)の役割
地震に対する安全性の確保・維持に努め、特に、多数の者が利用する建築物は早期の耐震化に取り組む。
 - 市の役割
耐震化の必要性について普及啓発を実施。地域の実情に配慮した効果的な施策を講じる。
- 計画のフォローアップ
一定期間ごとに検証し必要に応じて見直すなど、フォローアップを行う。
- 法に基づく指導・助言の実施
 - 耐震改修促進法に基づく指導・助言の実施
 - 耐震診断義務付け対象建築物への指導・助言の実施